会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

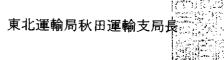
「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の 一部改正について

標記につきまして、下記及び別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。



秋運輸第1021号-2 平成26年 1月24日

公益社団法人秋田県トラック協会会長 殿



「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の一部改正について

標記について、東北運輸局自動車交通部長から通達(平成26年1月24日付け、東 自監第352号、東自旅一第566号、東自旅二第1108号、東自貨第352号)が別 添のとおりありましたので、了知されるとともに貴協会傘下会員あて周知方よろしくお願 いします。



東自監第352号 東自旅一第566号 東自旅二第1108号 東自貨第352号 平成26年1月24日

秋田運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の 一部改正について

標記について、別添(平成26年1月24日付け国官運安第286号、国自安第242号、国自旅第398号、国自貨第115号)のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知願います。





国官運安第 2 8 6 号 国 自 安 第 2 4 2 号 国 自 旅 第 3 9 8 号 国 自 貨 第 1 1 5 号 平成 2 6 年 1 月 2 4 日

東北運輸局自動車交通部長 殿

大臣官房運輸安全監理官

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局貨物課長

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成21年10月16日付け国官運安第156号、国自安第88号、国自旅第163号、国自貨第95号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、了知するとともに、自動車運送事業者への周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

自監受第466号 26.1.24 東北運輸局 自蘇一受第249号 26.1.24 東北運輸局

自然二受第1388号 26. 1. 24 東北逕輪局 自貨受約1785号 2 6. 1. 2 4 東北運輸局 **\$P\$ \$P\$ \$P\$**

新田対照表 自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について

—	国官通安第156号 国 自 安 第 8 号 国 自 旅 第 1 6 3 号 国 自 旅 第 1 6 3 号 国 自 旗 第 9 5 号 国 自 演 第 9 5 号 平成21年10月16日一部改正 平成23年 6月14日一部改正 平成25年 7月22日一部改正 平成25年 9月30日	各地方運輸局自動車交通部長 殿 頭 썙 運輸局自動車監查指導部長 殿 沖 織 総 合 事 務 局 運 輸 部 長	大臣官房運輸安全監理官自動車交通局安全政策課長	自動車交通局茶物製板自動車交通局貨物製板	自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について 運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社 内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネ ジメント制度」が平成18年10月から導入された。 今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のと おり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度 を運営することとしたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)におい ては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者(以下「事業者」とい なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18 年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号)は、廃止する。 なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。
推	国官運安第156号 国 自 安 第 8 号 号 国 自 旅 第 16 3号 国 自 旅 第 16 3号 国 自 旗 第 9 5 号 平成21年10月16日 - 部改正 平成23年 6月14日 - 部改正 平成25年 7月22日 - 部改正 平成25年 9月30日 - 部改正 平成26年 1月24日	各地方運輸局自動車交通部長 殿 顯·礦 運輸局自動車監査指導部長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿	大臣官房運輸安全監理官自動車交通局安全政策課長	白動車交通局旅客課長自動車交通局貨物課長	自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について 運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社 内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネ ジメント制度」が平成18年10月から導入された。 今般、制度導入後、これまでの運輸のコネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のと おり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度 を運営することとしたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)におい ては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者(以下「事業者」とい なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18 年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号)は、廃止する。 なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

띭

の家稿 |種安全マネジメン| |春集者における選|

1. **今果石における運輸安全マネジメントの連確な実施について** 全ての事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。 特に、安全管理規程等義務付け事業者(以下「規程等義務付け事業者」という。) 特に、安全管理規程等義務付け事業者(以下「規程等義務付け事業者」という。) においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ自らが全ての現場を直接 管理できないことがあるため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等を統括 するとともに、安全管理規程を設定することにより、事業者全体を通して輸送の安全 を確保する仕組み等の構築及び改善を行い、運輸安全マネジメントを適確に実施しな

と安年の の元神 ければならない。 また、規程等義務付け事業者以外の事業者(以下「規程等義務付け外事〕 う。)についても、道路運送法(昭和26年法律第183号)第22条(集性の向上)、第29条の3(情報の公開)等及び貨物自動車運送事業法(4律第83号)第15条(輸送の安全性の向上)、第24条の2(情報の公開定が適用されることに留業」がければさい。

い全法規

₩ **(** 亭 숙 手表 手引の活用について全ての事業者は、事業規模等に応じて、次のとおり、別添1又は別添2の当全ての事業者は、事業規模等に応じて、次のとおり、別添1又は別添2の当の上、これを積極的に活用し、運輸安全マネジメントを効果的に実施して5ヶ割の構築及び改善を図り、輸送の安全の確保に努めなければならない。別添1 規程等義務付け事業者及び規程等義務付け外事業者のうち、車両書別添1 規程等義務付け事業者及び規程等義務付け外事業者のうち、車両書別添1 規程等義務付け事業者及び規程等義務付けが事業者のうち、車両書 おの 存態の 権勢

車両数が概ね る事業者 上であ Ճ 以上又は営業所が O

0 国米瀬か 単恒数が概ね10 τŲ, け外事業者のう ある事業者 付で 等機務/所が1-程業 親宮 煖 靐

 $^{\circ}$

における運輸安全マネ (以下「マネジメント 事業者に対し助言等 におこ |動車偏沃棒業者になかメント評価(14.2/シメント評価(10.2/シアの際にあたい。 「職安全マネジメントの評価について 1土交通省(本省及び各地方運輸局)は、自1 ントの浸透・定着を図るため、運輸安全マ: i」という。)を行い、その実施状況を確認し ジャー マディン マデュート アプラック " 田

7

等等 調節 既の事 4 レギジメソ O 社権/ を実施 規模の大きい4 ネジメント評価 地方運輸局が マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関のおジメント評価対象事業者については、そのうちまについて、本省大臣官房運輸安全監理官室がマこ応じ地方運輸局も参画する。その他の規程等義務付け事業者については、す Θ

智能のもった。 氓 0個以上 規程等義務付け外事業者については、地方運輸局においてマネジメント評実施することとし、当面、公共性が高い、又は安全性のレベルが低いと認める次の事業者から優先的に実施する。 そ次の事業者から優先的に実施する。 イ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を100両以 棄施する,

4□ 一裁兼 ıΩ して運行を行 て高速道路を使用 合旅客自動車運送事業者 |の移動を目的として高速 事業者 一表兼1 市運 艳 自會卓

物自動車運送事業者 惹起した幕業者 えい事故を惹起した貨 |亡事故を引 |る大量漏 光 4 3 なに しん 事事運搬 第一当 < 11

評価実施力

<u>۳</u> 軍官軍士

接括全な 1. **連集会セネジメントの実施**1. **事業者における運輸安全マネジメントの選確な実施について**全ての事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要するることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
特に、安全管理規程等義務付け事業者(以下「規程等義務付け事業者」という。)においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ目らが全ての現場を直接管理できないことがあるため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等統計するとともに、安全管理規程を設定することにより、事業者全体を通して輸送の安全を確保する仕組み等の構築及び改善を行い、運輸安全マネジメントを通確に実施しれければならない。
また、規程等義務付け事業者以外の事業者(以下「規程等義務付け外事業者」としまた、規程等義務付け事業者以外の事業者(以下「規程等義務付け外事業者」としまた、規程等義務付け事業者以外の事業者(以下「規程等義務付け外事業者」としまた、規程等義務が付け事業者以外の事業者(以下「規程等義務付け外事業者」としまた、規程等義務付け事業者以外の事業者(以下「規程等義務付け外事業者」としまた、第29条の3(情報の公開)等及び貨物自動車運送事業法(平成元年決位適用されることに留意しなければならない。 をの施練安し うを

い全法規 1の元等と安年の

について 手引の活用

難票

만속 手安 ê 全ての事業者は、事業規模等に応じて、次のとおり、別添1又は別添2の3選択の上、これを積極的に活用し、運輸安全マネジメントを効果的に実施して5理体制の構築及び改善を図り、輸送の安全の確保に努めなければならない。別添1.規程等未務付け事業者及び規程等義務付け外事業者のうち、車面数7ヵ6の両以上又は営業所が2以上である事業者

多管

が瓶ね

ち、車函数が概ね100両未満かつ 93,1 ·け外事業者の ある事業者 規程等義務付け、営業所が1であ N 脕 洒

未卜華 Y i inc × におけ、 (以) (単) ن ・運輸安全マネジメントの評価について 国土交通省(本省及び各地方運輸局)は、自動車運送事業者! ジメントの浸透・定着を図るため、運輸安全マネジメント評価 評価」という。)を行い、その実施状況を確認し、必要に応じ、を行う。

きょう

₩

 (1)マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関
 ① 規程等義務付け事業者については、そのうち規模の大きい40社程度の事業者について、本省大臣官房運輸安全監理官室がマネジメント評価を実施し、必要にあら地方運輸局も参画する。
 その他の規程等義務付け事業者については、地方運輸局がマネジメント評価を実施し、必要におりまたする。
 ② 規程等義務付け外事業者については、地方運輸局においてマネジメント評価を実施することとし、当面、公共性が高い、又は安全性のレベルが低いと認められる次の事業者から優先的に実施する。
 イ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を100両以上保有する一般兼合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を100両以上保有する一般兼合旅客自動車運送事業者
 ロ 車ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者
 ロ 車ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者
 ロ 車ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者
 こ 直診物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した貨物自動車運送事業者 海に ₩ 業要 地方運輸局がマネジメント評価 $\widehat{\Xi}_{\Theta}$

レペジメント 評価 認めっ

をれ

₫Œ

以上九

評価実施力 (2 (2

、体認相 り理確実 人管の 6 ち全線書 7社に立っ 18かな投生 7及び記録 1及び記録 をもの、「本本の人」を与り、「本本の人」を持つ。「の一、「一、「一、「一、「一、「一、」「一、「一、「一、」「一、「一、」「一、「一、」「一、「一、」「一、「一、」「一、「一、」「一、「一、」「一、「一、 業才施制 Iとして専列 原番に対対 LI一の無数 全価単体的 等を行う。

外净 舞到 論の語 して 成実 **슈** 庙 が開 黑人 育シ ァ畑 **作關**沙

全局

業にの理行 毒布一種冬 は除っ全等 又関ビ安富 、門タな助 シ 郷 ソ 密 つ 入理イ社対 ち管る全に に経関で業立営すの者 社等にま事 本者況場 の任状現じ 業る取かに 有責組 組合応 を対する 対 安 な な な な な な な な な な な な な 行 況 と 全 な 集 い を 発 終 、 確 」により、実 5付け外事業者 7、経箇トップ 2な安全管理は 7で記録の確認 で改善の実施 規営の行況具て単規をす施制 者対実体う

安方事る た要一 成実「よし施第リ と課し「他間とに 福岡田がメント語がある。一般の一般の一般を表現である。 安全を関する。 種生 **₩** _ 房輪局メ産会を |大田間| 數庫月 ;,\ ₩ 回り 省及省全)方法等は、本名にの実施要領」を関係を受ける。本名を開めた、本名は対する運輸安3 KBな評価の Cグメント APT B 全局故も

事トたを故評事実を価業施 ずる、水井の土地を 理れを 色ソギ瘤 そび認けれメを評 管そ任 ス化點 統にの括、選 れネ確ン **小膝柜** そてがメ 、こ巻ツ 全の任 て時改え 安值實 と強いて は幹る 又トす こない、メネジャント発活御組み 彫プおし しては、原則 7ォローアップ 7ップ監査にお)時間を利用(ママを 定は安め、全 女ファの 祖しててています。 者い口査びて一後 :の事業者! 寺等におい /、フォロ・ アップ監査 のに作用対成 Eを管理するための , ていない事業者に - るための規程の件 直性 レア ②ハ又は二 商する監査B を事前通告 (商する場合を登りませた。 任安る 雑を者す

添者す 鼠業蹈 て事確 し横 対視際 秦 和 中 百 肱 る 講派も 下がは、別別に 吉又 Ω には、事業1 2 (3)) いるかにこ קֿ דֿ 000 が と (記を) に手 粟 簡用 歐 群争 41 の者 'n 專業者((1)事業) 徖 Ü 米事でする 用る

しいっ • 影の

訓 るため 6 ᇂ ≺ 玆 轡 ₩ ₩ 鞅 宝 る語 • 10U 認 £ 記事で 3名な沙 商を翻 捌 透り、一種の個性 名能 **響**奪账 鼢 卷.

懐ト 定ン RS ME Х :> ۲ ₭ <u>정</u> % ю 啉 Ь る栖 職が認め、通省が実施 ៕☆ νH る国 ₽ ៕ ゼ 樱盲 4

おジ評で 数ネトの 当マンも 相全メな 真輸水適が安沙切 る職員 **₽** 6 有いる施する等の等の、 験してなるとい実 職・禁門が手を手を手を引きまる。 な官要評知室衛 分理施ト る全むメナ監実ン す安含ジ いて豊麻の一種の必 いて世族の必果的のイナジメント評価の未活のの大がメント評価 またのにずれても またのにずれても いてオジメント評価 いものとする。 イオジメント評価 いものとする。 はものとなる。 はものとなる。 はものとなる。 はものとなる。 はものとなる。 はものとなる。 はものとなる。 関輸をネ 取輸まト実こネ 文文三定次い同イ ローハニ全全者機のう等・リメ価ある。ママは機関イ』に運、ンのるマニ自そ本本限にか 取解まド美ニネと動の

能力が 術的1 及び技 趣 **乙基**4 畑 る松田 맫 U 10 高す、 実に 爅 蟈 信 か 潚 _ ×

₹ #練や種/ること。 の申贈に П ر ک 闦 6 いを 。 にた。 は動車罐、 の者又は からスイ 運又ら、送はママ

ধ

掛

١J

作 4 Ū 職法事で できる を自うおる 見ば行行す 知等ををと 会評評お社価値か **××**0 事そネネ別業のジジ添 は練 立器の ⊕⊞ 0

、体認施 り理確実 K社に立ち入り t的な安全管理 p及び記録の研 p及び改善の実 者の名と、本ななな、本な事を、 一の海道の単体の 10 より発し 섻 経制を状

升州 建艺 凞 して 成実 が存留価値 州一 官シ 更え 作闘ジ **₩ ***

全局

実にの理行 畢者一管を 五全年 又関ビ安富 、門タな助 り部ン的し 入理イ社対 ち管る全に に経関で業立営すの者 社等にま事 の任状現じ本者況場、 規程等義務付け事業者に対する評価は、原則として 整質トップ、安全統括管理者等経営管理部門関係者に 別の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理 を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理 大況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行 具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監 をマネジメント評価実施要領」及び「運輸安全 をマネジメント評価実施要領」及び「運輸安全 記単独評価)」により、実施するものとする。 規程等義務付け外事業者に対する評価は、事業者の 計を呼び出し、経営トップ、安全を統括管理する責む 対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組 に施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現 を制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ 規営の行況具で単規をす施制 者対実体う

安方事る 圖) 幸福 独地市 骨裙 額当実 た要一 成実「よし施第リ 作価だけ 理えが施 盟シ髁薬 全本策価 表で攻撃 を存むる。 「大臣自房別なび「運輸3 なび「運輸3 自動車局3 t、本省7 億」及C 本省自 協安全マ 10 6の方法令、評価実施、評価実施を準用のを推用の当に対する 。真で記憶ななませる。 は、ななを全されたを強いる。 体・独型となを全ととと、ころは、 のう評等す、遺管と、しずいの自理でする。 な、価事を安任理すく、しずいの自理でしてるでしてるとと 師ト「禁。全し仕するでははは、 他に、ないのである。 のこれ、の。 をない、のである。 のでは、ないでは、 のでは、 のでは 全局故も

理れを 管そ任 終しる選手 多額多 安価責全の任 は評る 又トす こなら、ソイチャン・ストラントの発出管理が aを定めて() ては、マン は安全を整 程し又 現対成 :管理するための こいない事業者に 5ための規程の1 任安る

权

責、す

るれ薬

すぞ指

你宙業稿 故辭毒実 のンれ価率トたを ぞジ認トれメさ評 くれは れネ確ン チマがメ に着ジ て時改え 原ッに用 ては、帰しては、帰っては、人口・アール・プロを関する。 兼者に対して :おいてフォロ ?オローアップ が監査後の時間 兼者(ドフプ 串 時等 イアッ 6) ②ハズはニ ミ施する監査時 fを奉前適告し t、フォローア 1 雑を書す

添着す 認辦酒 て事確 し酸 対緊艦 事2 請添も 上函 7 % ±6 者又つ 事の、 11 Ŕ NQ 世口 Ψ. ٢ 0 0 'n 当 で を 合 브빠 粟 宿田 展 陆排 った」 者を記る 枀 送事業引 1付け事 Ü 4 用る

£ 4 10 図 置を導、 ₩ 鞭 :ついて 曼透・定) る指 認め、 直蜒 **事の資格・配着に** 果的・効率的な消 や評価の実施を認 神事策認 器

盤

掹

固

一旦

噩點

屆

紃

一值 瘞 _ 鸡 × :2 下木 ₹ ₹ ₹ VQ る権を 認がが来来 が着 簾嵐 当天 ٧н ю Ш 訓 # 4141

おシ評で 数ネトの 当マンも が安ジ切相全メな る「心臓魔」となり、一種不適 験を有することのことののいたのの。などのの様、 経施め確 譲がをのままる。 知 室 領 価 職政争人 ・ なんな、 ・ なの人か、 ・ なの人か、 ・ なの人か、 ・ なの人か、 ・ なの人か、 ・ なの人か。 ・ なの人か。 ・ たいう。 ・ なんか。 ・ にいう。 ・ なんか。 ・ にいう。 ・ なんから、 ・ にいう。 ・ なんから、 ・ にいう。 ・ なんから、 ・ にいう。 ・ なんから、 ・ にいるのいずれにも はいまた、 ・ 本金大田自房連載な ・ 、 また、 ・ なんじょい・ ・ 、 また、 ・ なんじょい・ ・ で また、 ・ なんで、 ・ 、 また、 ・ なんで、 ・ 、 また、 ・ なんで、 ・ 、 たい ・ はいました。 ・ なんで、 ・ は、 ・ は

ž 貒 笔 医红 技 ప 良 抴 乙基 黚 6数3 足 П ĸ ₽ 摇

送事業を営

4

排

Ų

IJ

り行 と語 10 专者 ₽ 10° 有したい 自動車舗が ことがらいかんがん 見が行行す

4 ŭ ⊞ 8 を目うおる 0

- 細胞 を 果運 架大 の地 けたけ *
- 围下 交て透 土し浸 風業 (to はが率に連的 に関数
- 6 ***** ė 庿 を求め、書 訳 肱 きは、当該認定機 ン ③ 認定機関は、事業者に対しマネジメント評価を実施したときは、そ 込事業者を管轄する地方運輸局に通知するものとする。通知を受けた は、速やかにその写しを自動車局安全政策課へ送付すること。
 4 認定機関がマネジメント評価を行った規程等義務付け外事業者には は当面、マネジメント評価を行った規程等義務付け外事業者には はは当面、マネジメント評価を行わない等、国土交通省と認定機関が ネジメント評価を指わない等、国土交通省と認定機関が ネジメント評価を推進し、運輸安全マネジメント制度の効果的・効率 定着を図るものとする。
 ⑤ 当職が指名する国土交通省職員は、各認定機関が行うマネジメント かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定機 マネジメント評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め 他の物件を調査し、又は関係者に質問することができるものとする。 ⑥ ⑤の報告聴取等の結果、認定機関が①イから二までに該当しないと は、当職は、①の認定を取り消すことができるものとする。 **(**G)
 - رد 10 S ないと認

ŧυ

يد يا けた事業者! 配査の対象と 英る 多多 - るインセンティブ 関のマネジメント評価を - 長期未監査を理由とす (組等に対する) には認定機関の なに応じて、長 极又容 ト通のるの名内の ン交価 ┢ 3全マキジメン調局は、国土対いアントがメント評価には、日本対いでは、1年がよりでは 職力は大力を増加されている。 웊 IJ 2

っしいない

- 全乘者応 安のるに 運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等の活用||土交通省は、独立行政法人自動車事故対策機構、民間機関等が実施する運輸5-ジメントセミナー、講習会等であって、5. (1)の認定を受けたもの等その容が運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なものであると認められ、ついては、事業者に対し、機会を捉えてこれらの紹介をするとともに、必要にその積極的な参加を指導するものとする。 ₩ K П (e) マ施の
- ジェドメの「大の」と書談 ト制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について安全監理官室は、民間機関等が実施する運輸安全マネ、以下「セミナー等」という。)について、別添4の2・ネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナー等(以「 ٢ د Ų 3 ボンメントの過剰を 44 44 2 5 数件 ۴o マ田、本官課 ĺ 従い、運用にナープ 動物 分子 大田 オー・ (T) (T) (T) (T) (T) iO
- 柳 ĸ0 ₩ Ų 10 46 د 絽 ĸ ₩ 排 ᠰ 111 ¥ になる υŭ מו נו **尔股** 区別 в Ħ 4の1.1の手続き łU 三田 強 ₩,v, 照作 よ シ 紭 6 \widehat{z} 掘 6 N
- 靐 <u>±6</u> 10 ے آد 「栗施右 ۴ 受る 44 柳竹 £ Ю 米格か、これなけ を乗りる ₩ W 椒 1 ## +Ħ ν^{m} نې ÷ ĦХ ki 馬克 6 歐貧 6 ო $\widehat{\Xi}$ 6 (B)
- IJ ためこ 16 せい 邮 ΉU 怮 受講者に内: <u>±</u> かった ι Ŋ,)実施にあたいなけるないない G tu 1 温 ナを "" 區 を講 定づ 點性 , KU 者はなった。 施な 実要 (4)
- ン付 ア送 有员 室り 显定 が作用を選手 国全 교환 S た運 る房 中间 選 田 把大 多多 亩木 配け 팑 ı 十回 111 12 せれ 军令 るし器、 に配った 着 江 、後端をでのであった。 実施者は、 - 一・票を5 なけたばな 7 رن
- て油 このまれてしてする 着し 6 111 4 l 十一定 ui 🗟 足なりばない が要る。 1の要員な)氏名、¹ ,のとする 営管理部門の 受講者のE [知するもの **酯輪事業者の経営館 運輸事業者名、受** ?全監理官室に通知 鲗 世籍 ᅓᅜᄦᆔ 東施者() た場合() 田町原道 いただい 日子 (9)
- ₩6 谷め 内た е 6 十 十 十 十 ## 淞 भ 🗓 定室 直置は - 国 要全 調響の 船票 当面 #m (en 田明 を指する。 ب¥ ټ 欝て ₩ 関し テた 多數 ナをし一記なり in In He 聞のは 、認定し合う、そのは、またのは、まれている。 は郷安 者たを 摆 し票 ik. 用查 無明 (2

- 测呢 を輸 果運 のまれて 該は \odot
 - 風マ・ 交て透 ر. H 国業 省木足 (4)
- 띰 . € 衣儿 育ら ③ 認定機関は、事業者に対しマネジメント評価を実施したときは、その結果数事業者を管轄する地方運輸局に通知するものとする。通知を受けた地方追ذ、速やかにその写しを自動車局安全放策課へ送付すること。 は、速やかにその写しを自動車局安全放策課へ送付すること。 もは当面、マネジメント評価を行った規程等義務付け外事業者には、国工省は当面、マネジメント評価を行わない等、国土交通省と認定機関が連携しネジメント評価を推進し、運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な認定着を図るものとする。
 ⑤ 当職が指名する国土交通省職員は、各認定機関が行うマネジメント評価のかつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定機関に対マネジメント評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、書類他の物件を調査し、又は関係者に質問することができるものとする。
 ⑥ ⑤の報告聴取等の結果、認定機関が①イから二までに該当しないと認めるは、当職は、①の認定を取り消すことができるものとする。 るときは、当該認定機関 かマ他 (C)
 - NO £ **6**
- 7 Ŕ ジ国
- こ出 者にり及び早 けた事業が 巡回監査) 章 v0 角をかった。 肱 Œ ム型 ンセンティスキンティステンドンドンドの米配着を見 |関のマントである。 | 本ををまる。 7トの取組等に対するた適省又は認定機関の活動名とは認定機関の面の内容に応じて、責任ができるものとする メエ評コン交価と 1 マヤマ とばい とは スメンション スメンション ないしょう 輸運マ対安輸水象
- 全実も応 安のるに に関するセミナー、韓習会等の活用、自動車事故対策機構、民間機関等が実施する運(と動車事故ので、ち、(1)の認定を受けたもの等・制度の浸透・定着に有効なものであると認めら、機会を捉えてこれらの紹介をするとともに、必 3)運輸安全マネンメノ・""、"" 国動車事故対攻破は、出立行政法人自動車事故対攻破は、出立行政法人自動車事故が攻破れ、「1)の背マネジメントセミナー、講習会等であって、5. (1)の背筋内容が運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なのについては、事業者に対し、機会を捉えてこれらの紹介のこいでは、事業者に対し、機会を捉えてこれらの紹介によりが積極的な参加を指導するものとする。"**+-(B) マ施の (国本内に
 - ジメ 6 * 23 安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について本省大臣官房運輸安全監理官室は、民間機関等が実施する運輸安全マミナー、講習会(以下「セミナー等」という。)について、別添4の4従い、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナー等(1まナー」という。)として認定する。 選り 動() もにか ß

上業宝

上準定

- 10 ю Ų i 4 د 聚施 ₩, 排 + iii 4 17.46 か、 <u>بر</u> بد מונו 分股 区記 6₩ ΗU - 紫 ※4の編 靐 • ずら 宣行 2 驇 46 6 ŭ (1) 艦 <u>~</u> 6
- 쿈 té ころ J 「寒施者」 ない。 (以下ならな) 一等を実施する者(3 Fを実施しなければな 41年 ш Í よっ サポナ 4 ± ۴ ВÞХ を法 の活めて ΕŞ 6 . ო $\widehat{\mathbb{C}}$ 6 (3) 쌵
- Ю Þ łu 鲊 ₩ に内容3 響地 EK っては、ない。 r 'n -の実施にあた |さなければなら 41 品 十元 川 塩 中難 定づ 跳堆 · 491 おけ 能力を 施な 実要 **4**) <u>ب</u>کِ
- ンヤ 下送 4 Ü 1 图准 が作所開催 国全 るために |房運輸安金 5価を把握する 本省大田官院 幹て e ¬ 1 팑 きる せれ 定专 る認 ز મ દ がに, 、 明耀, 图 解析 4 ď, 16 ķ ₩ 東筋者に 一ト類が なけれに アン <u>ي</u>
- て省 合まれ、 Üρ 者に 艦 Ī 東十 6 111 14 十足 ## 段 せた 定し が受る認識。 呱 歐 佑 رد の氏がある 6 E 4 :者は、運輸事業者の経営管理部 |合には、運輸事業者名、受講者: |房運輸安全監理官室に通知するも 拖掉價 (いた)実ど居 9
- ₩ **6** 内たるめ 6 10 ナー(キャー) **/// 浅** म 🗓 定室 **23 ju** が理 真臨 の安をを全 新聞 と 野 男 (m) (m) ない。 細田 쌡 К 職した終して本人の本人 しなければな ذ ſΚ 一部を表し ŀλ 場合、小母職者に 긃 指した なる かんきょう 東部出産の開発を開発した。 (7) (所麗

- 銀にの う者そ な実績行権類 施当める意義 黑 , 长 、はを |交通省職員は、 |と認めるときに |し必要な報告を в 40 16 |運輸安全監理官室が指名する国土交対な実施を確保するため必要があると|---の業務若しくは経理の状況に関し、、又は関係者に質問することができる。 厭糖 大田田一一の高います。 認定 + ₩ 111 ₽ もつら ω
- はな取 くるを しょ定 幸 に 認 の結果によっている。 ($\widehat{\mathbf{L}}$ ナーが(3)、(4)、(5)、 、又は(5)のアンケート(3)房運輸安全監理官室は、(· もなみの結果、認定セミナー ・該当しないと認めるとき、 ・低いときは、本省大臣官房 きるものとすス 聴取等 で は は ない は ないまん かっぱん かっぱん かいまん 和 粮 982 رد 6 ij (**8** 孫十消4一方 誤用さ O
- 6 漢子 繭 Ü 乜 喂 \overline{D} 統 ij 쌡 성 烞 Ø 70 マを يد بد 乗り 461 VG 日十 た有 士を 英力 を効 更管 ₩ **3** 16 Ⅲ 면 _ နည်း က ещ က $\widehat{\Box}$ Ж 赵 9

#

- ₩ いて 合においる。 る場合によった。 μž tu V の効力を延長さ)申請を行う にく の終せ こついて認定の 1より更新の目 江南 Щ Ī က ₭ 2 111 ب بھ 屈目 けた認定されると 力が失われ 赵 定を 8 に認り 办 Ξ
- N 田 を着し 侧 の拠り (2) (1) こついては、 の認定 の申請及びそ 雅 の運 (12)
- ю e め定 松點 U 宝宝 海 原 理だ (現の)がいなった 建聚 房の 严 皿 国取 Κt 海雪 |∳ @u 室星 受金 完 强 € ₩ 化每 點響 の房 十一(田) aは、認定セミプきる。本省大品でものとする。 東施者(とがで 8消を行う 二版 3
- ₩ G 医内容炎 講る 平海 中して AJ. か理 受講し、 を期 I 啉 ᠰ f管理部門の要員が認定セミ・ 認された事業者については、 きるものとする。 、数域になる。 あば、。 ること いこノ 炽农 (14)

Ħ

- 過後 の総 Ю 麼 でとす # 毎事業4 116 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表 ・ 機器等義務付け事業者の方針等の公表について 規程等義務付け事業者は、次に掲げる情報を、毎 外部に対し公表し、その期間は次年度の公表を行う引 り輸送の安全に関する基本的な方針 ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 ③自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第1 関する統計(総件数及び類型別の事故件数) ④安全管理規程 ⑤輸送の安全のために講じた措置及び講じようと引 ⑤輸送の安全のために講じた措置及び講じようと引 iC
- Ó こ規定す ¢K N 揪 中 4 年運輸省令第10 庆大
- 쾎
- る套 心とす 治難存 沿 Θ
 - の安全
- 誰 じた措置及 それに基づき講 安全のために講じた措置及び講じよう、安全に係る情報の伝達体制その他の組織を全に関する教育及び研修の実施状況で全に係る内部監査の結果並びにそかけ措置 8 ¥ 送法と全
 - 6 庥 加 10 寸餘

龍

- 0 0 溆 毎事業年度の経過 ٣ #6 j 行 松 2. 複種等義務付け外事業者の方針等の公表について(1) 規程等義務付け外事業者は、次に掲げる情報を、内に外部に対し公表し、その期間は、次年度の公表(1)輸送の安全に関する基本的な方針(2)輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況(3)自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する事故に関す

 - 状況関す
- 搩 ö × 教 址 鍛 禁弊 16
- ij 10 表す ্ব ₩ る情報 ቷ 声に Ķ に計 聯 の証 \subseteq ±6 け外審業者 t 欺 等義 맶 製 о П

- **州女**型 認にの |者が行う||政実施者| 施当め ъĸ **,** ₩ ゆせ、 理官室が指名する国土交通省職員は、保するため必要があると認めるとき!しくは経理の状況に関し必要な報告:者に費問することができるものとする者に質問することができるものとする F連輪安全監理 Sな実施を確存 - 一の業務若し、又は関係者 原祐 + 大田田一一日間が出る。 本三、物省十認件 4 8
- は七取 くるを しょ定 (5)、(7) 港して一トの結果によ オ、(1)の認識 <u>(</u>2 Ħ (4), (E) 全點理。 (3)、(5)、(4)、(4) スは 原連輸引 ž 1 + Ш ¥ 、認証で 様子 本金大一 4の2 に数当しないと一つ評価が低いと考は、すことができるものとす **幣** 6 郴 紐 爋 和 撒 6 8 十浜 쌵 돐 111 3 σ
- 16 卡 地 部リ 垫 疄 H 诶 権た ₩ # N 76 しず رد بد 準の 基心 16 Kg 日市 けた| を有っ 受力 全效 Μ'n 82 116 <u>₩</u> 🖽 民一 ရှုန် က 6≖ ဗ $\widehat{\boldsymbol{z}}$ * 9 樫
- 16 こと におし **4□ 1**⁄0 專业 Ŕ ψ× ŧv Ñ 東口 を避り 畃 力 の効う jy (C ついて認定)より更新の ナーにいる知識。 + m 🗈 になる ひまり に認定を受けた認定 の効力が失われる Ü 既定
- Ю Щ 定を準月 の規 (2 (2 (1) については、 びその認定 の申請及 の更新 Ξ (15)
- 16 G め定 长融 Ц 宝宝 [虹 蝶 理た 쪄 r 安が全を 帰職を産業を 阿河 大は臣取 本官 を理 浜鯛 の安田 の認定 房庫輸 [00 十国 t、認定セミナ ! る。本省大日 ! ものとする。 はきう 実施者にためでは消を合うで 山原 (13)
- を配 四级 医测 受する 田った الد か理 ナーを受講し、7 長期未監査を3 ┢ iが認定セミナー iについては、f 6 Ď. 6 きで 方運輸局は、経営管理部門の要員: していることが確認された事業者! び呼出監査の対象としないことが? 地用及 活查 (14)

Ħ

<u>11</u>

K

ユ

Ш

0

0

事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表 1. 規程等義務付け事業者の方針等の公表について 規程等義務付け事業者は、次に掲げる情報を、毎事業4 外部に対し公表し、その期間は次年度の公表を行うまでと ①輸送の安全に関する基本的な方針 ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 ③自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104年 関する統計(総件数及び類型別の事故件数) ④安全管理規程 ⑤輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制 ⑥輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況 ⑧輸送の安全に関する教育及び研修の決議にようとする指 ⑧輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況 ⑧輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制 ②する統括管理者に係る情報 料料

11

K

ᅺ

Ш

0

-

度の経過後

ô

4

۴

畚

Q

民

口猫

- ₩. N 觗 gr gr 4

 \underline{U}

ĸ

椝

ゆ撃

- じた措置、 艦 业 に基づ

きょう

2

4

しいっ

ふ

Ш

褂

6

磊

飘

0 0 級 喞 8数 毎事業年度 10 作 W 嵌 情報を 00分 **規程等義務付け外事業者の方針等の公扱につい**)規程等義務付け外事業者は、次に掲げる情報 内に外部に対し公表し、その期間は、次年度の ①輸送の安全に関する基本的な方針 ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成 ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故(故件数) 匭 ***** _ **E** ⊕ **@ @**

쯔

Ш

- e 靐 鯏 鱀 良 × **歌** 統計 ю 成状況女に関する 榖 1標の達/ する事故
- NQ 表中 \$ 散か 讏 169 <u>+</u> 関し ĸ ıΚ に甘口 の信報 7 け外事業者は、 ₽ 囊粉 郴 規程: Ø

11

- 10 4 した措置及び議 覑 とが望ましい。 ①輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措信 ②輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制 ③輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況 ④輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき する措置

J

たる。 作客自動車運送事業者は、道路運送法第27条第3項(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)、第31条叉は第40条(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)の規定による処分、輸送の安全に係るものに限る。)を、貨物自動車運送事業法第23条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第26条叉は第33条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第26条叉は第33条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、次に掲げる内容を理滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。 事業者の行政処分情報の公表について 旅客自動車運送事業者は、道路運送法

自動車その他の輸送施設の使用停止処分 ĄF 事業改善部 当該処分の内容 (輸送の安全確保命令、 **停**干配公)

とする描置の内 該処分に基づき講じた措置及び講じよう 紃

第三つ

にた 自社の実状に応し かれ うな方法が考え 事業者は、可能な限り多くの利用者等が情報を知り得るよう、方法で公表するものとし、異体的な方法として次のような方法が∜(1)場所

- の情報
- けた営業 情報は、本社及び全営業所 本社及び当該行政処分を受り ①1. 及び2. の ②3. の情報は、
 - 丰段

- 佧 ①自社ホームページへの掲載②報道機関へのプレス発表③自社広報誌等への掲載④営業所等利用者が出入りする自社施設における掲示⑤旅客自動車運送事業者の場合は、事業用車両内における掲

#

聚黑

- بۇ 6 Ψ った。 屆 、この通達は、平成21年10月16日から施行する。 14.の第三者機関によるマネジメント評価のあり方については、当7 施状況や事業の効果等を検証し、必要に応じて、事業内容の見直しを行っ本格的な導入について、検討することとする。
- ဖ _ 淵 坐 H фr ო **为第** H 6 ဖ **投**第 إ] [四] Ш 4 皿 :3年6月 :37号) (平成2:国自貨第(この通議に H 霊 詃

ıþ

16

日から補作す

4

Щ

ဖ

#

ო

72

計

16

- 咘 ω ~ Ж 蕉 面 H 卟 ល ø 附鄉 ▥ H 28 O 国官運安第 ш N N 25年7月; 38号) 8は、平成2 (年成2日国由貨第につ通議に 囲山 医盆
 - 10 日から施行す Ø N 町 年7 ຶ່ດ N
- 4 a 胀 K W 圃 卟 à 1 孜鄉 Ш Н 邖 59 **粉**鄉 画通 H ш 0 က 月6克 年寅の第平 மையுக 、中成2 である 国産の 選挙 (中) (中) 宝宝
 - 10 施行す 日から _ 皿 0 肼 4 2 5

- 业 する本 と機
- 調が じた措置及 に基づや調 とが望ましい。 ①輸送の安全のために講じた措置及び講じようと②輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の総線③輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況④輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況(4輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれけずる措置

10

の作数略か信頼の公教にしいた

い用動用場次を 作者自動車運送事業者は、道路運送法第27条第2項(同法第43条第5項におして準用する場合を含む。)、第31条又は第40条(同法第43条第5項において準月する場合を含む。)の規定による他分(輸送の安全に係るものに限る。)を、貨物自費車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第26条又は第3条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第26条又は第3条(同法第35条第6項において準用する場合を含む。)の規定による他分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、3に掲げる内容を運滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。

動車その他の輸送施設の使用停 Ш ₫F 改善命 審業 保命令、 (輸送の安全確 事業停止処分)

- した 自社の実状に応 Š
- - 手段 5

- 蠗 ①自社ホームページへの掲載 ②報道機関へのプレス発表 ③自社広報誌等への掲載 ④営業所等利用者が出入りする自社施設における掲示 ⑤旅客自動車運送事業者の場合は、事業用車両内における

批

三玄

łĸ

- りが しを行 汌 t 、この通達は、平成21年10月16日から施行する。 、14.の第三者機関によるマネジメント評価のあり方について! 施状況や事業の効果等を検証し、必要に応じて、事業内容の見直本格的な導入について、検討することとする。 Q

₩ ث

в

唧

咖

 ∞

- ဖ 第7 楺 回 Ħ цr ო ^ 安第 Ш H 欰 Ġ ဖ 運安第 [00 H Ш 4 匹 346月37年)37年)14、中国 (平成23年 国自貨第37 この通識は、 Ħ 霊 盚
 - 16 から簡作す Ш 月141 φ ₩ ო Q 赵
- 第7 똕 Ш M Щr S ø 玫粥 Ш M õ 日から施行す ojc N 遍牧鄉 9 Q (DII Q H Щ Ш # Ø ល N Ø 皿 戍 (中 年 年 ~ 54年 (甲戌25年国由貨第38年)に9通漢は、 囲山 寚
- ۵þ N 自安第17 H 吹 Q 第15 運安 130日 4号、) 25年1 叮 年館、の第字 回 Ŋ 2 国 子号の日後、海湾 **NIJ** 霊 歪

4

絥

롟

Ш

M

ĸÕ. 月1日から橋作す 0 ら成 、国国门,通牒件, 四級1~5(點)

<u> 附則 (平成26年1月24日 国官運安第286号、国自安第242号、国自旅第398号、国自貨第115号)</u> <u> この通達は、平成26年1月27日から施行する。</u>

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の 実施について」の一部改正について

大 臣 官 房 自 動 車 局

平成21年10月16日付けで自動車運送事業における運輸安全マネジメントの新たな取扱いを定めたところであるが、今般、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布(平成25年11月27日)により道路運送法等関係法令が一部改正されたことに伴い、標記通達の一部を改める。

参考

国官運安第 1 5 6 号 国 自 安 第 8 8 号 国 自 旅 第 1 6 3 号 国 自 貨 第 9 5 号 平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日

一部改正 平成23年 6月14日

一部改正 平成25年 7月22日

一部改正 平成25年 9月30日

一部改正 平成26年 1月24日

各地方運輸局自動車交通部長 殿 陳·臘 運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

大臣官房運輸安全監理官

自動車交通局安全政策課長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局貨物課長

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、 全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸 安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。

今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記

のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者(以下「事業者」という。)への周知徹底を図られたい。

なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成 18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号)は、 廃止する。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

記

I 運輸安全マネジメントの実施

1. 事業者における運輸安全マネジメントの適確な実施について

全ての事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

特に、安全管理規程等義務付け事業者(以下「規程等義務付け事業者」という。) においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ自らが全ての現場を直接管理できないことがあるため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等を統括するとともに、安全管理規程を設定することにより、事業者全体を通して輸送の安全を確保する仕組み等の構築及び改善を行い、運輸安全マネジメントを適確に実施しなければならない。

また、規程等義務付け事業者以外の事業者(以下「規程等義務付け外事業者」という。)についても、道路運送法(昭和26年法律第183号)第22条(輸送の安全性の向上)、第29条の3(情報の公開)等及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第15条(輸送の安全性の向上)、第24条の2(情報の公開)等の規定が適用されることに留意しなければならない。

2. 手引の活用について

全ての事業者は、事業規模等に応じて、次のとおり、別添1又は別添2の手引を 選択の上、これを積極的に活用し、運輸安全マネジメントを効果的に実施して安全 管理体制の構築及び改善を図り、輸送の安全の確保に努めなければならない。

- 別添1 規程等義務付け事業者及び規程等義務付け外事業者のうち、車両数が 概ね100両以上又は営業所が2以上である事業者
- 別添2 規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両未満かつ 営業所が1である事業者

3. 運輸安全マネジメントの評価について

国土交通省(本省及び各地方運輸局)は、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、運輸安全マネジメント評価(以下「マネジメ

ント評価」という。) を行い、その実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し 助言等を行う。

(1)マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関

① 規程等義務付け事業者については、そのうち規模の大きい40社程度の事業者について、本省大臣官房運輸安全監理官室がマネジメント評価を実施し、必要に応じ地方運輸局も参画する。

その他の規程等義務付け事業者については、地方運輸局がマネジメント評価を実施する。

- ② 規程等義務付け外事業者については、地方運輸局においてマネジメント評価を実施することとし、当面、公共性が高い、又は安全性のレベルが低いと認められる次の事業者から優先的に実施する。
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を100両以 上保有する一般乗合旅客自動車運送事業者
 - ロ 専ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗 合旅客自動車運送事業者
 - ハ 第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者
 - 二 危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した貨物自動車運送事業 者

(2) 評価実施方法

① 規程等義務付け事業者に対する評価は、原則として事業者の本社に立ち入り、経営トップ、安全統括管理者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領(地方局単独評価)」により、実施するものとする。

② 規程等義務付け外事業者に対する評価は、事業者の本社に立ち入り、又は 事業者を呼び出し、経営トップ、安全を統括管理する責任者等経営管理部門 関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するイ ンタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの 全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事 業者に対し助言等を行う。

具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領(地方局単独評価)」を準用の上、本省自動車局安全政策課が作成した「第一当事者事故惹起等事業者に対する運輸安全マネジメント評価実施要領」により、実施するものとする。

なお、安全を管理するための規程を定めていない、又は安全を統括管理する責任者を選任していない事業者に対しては、マネジメント評価の際に、それぞれ、安全を管理するための規程の作成又は安全を統括管理する責任者の選任を指導するものとする。

また、(1)②ハ又は二の事業者に対しては、原則として、それぞれの事故を端緒として実施する監査時等においてフォローアップ監査時にマネジメント評価を実施する旨を事前通告し、フォローアップ監査において改善が確認された事業者については、フォローアップ監査後の時間を利用してマネジメント評価を実施するものとする。

③ 貨物自動車運送事業者の評価に当たっては、事業者が下請事業者に対して 別添1(規程等義務付け事業者等用手引)2.2(3)又は別添2(中小規 模事業者用手引)2.(4)に従った取組を行っているかについても、評価 の際、確認するものとする。

4. 運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着について

運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な浸透・定着を図るため、当面、試験的に第三者機関によるマネジメント評価の実施を認める措置を導入する。

- (1) 認定機関による評価の実施
 - ① 次のイからニまでのいずれにも該当すると当職が認める者(以下「認定機関」という。)が行うマネジメント評価は、国土交通省が実施するマネジメント評価と同等に取り扱うものとする。
 - イ 運輸安全マネジメントに関する十分な知識・経験を有する職員が相当 数おり、また、本省大臣官房運輸安全監理官室が実施している「運輸安 全マネジメント評価」と同等の内容を含む実施要領を定めている等、マ ネジメント評価の実施に関する計画がマネジメント評価の適確な実施のた め適切なものであること。
 - ロ マネジメント評価を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 - ハ 自動車運送事業についての知見を有していること。
 - ニ その者又はその者の親会社等が自動車運送事業を営んでいないこと等公 正な立場からマネジメント評価を行うことができること。
 - ② ①の認定は、マネジメント評価を行おうとする者の申請により行う。 申請の手続は、別添3のとおりとする。
 - ③ 認定機関は、事業者に対しマネジメント評価を実施したときは、その結果 を当該事業者を管轄する地方運輸局に通知するものとする。通知を受けた地 方運輸局は、速やかにその写しを自動車局安全政策課へ送付すること。
 - ④ 認定機関がマネジメント評価を行った規程等義務付け外事業者には、国土 交通省は当面、マネジメント評価を行わない等、国土交通省と認定機関が連 携してマネジメント評価を推進し、運輸安全マネジメント制度の効果的・効 率的な浸透・定着を図るものとする。

- ⑤ 当職が指名する国土交通省職員は、各認定機関が行うマネジメント評価の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定機関に対し、マネジメント評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができるものとする。
- ⑥ ⑤の報告聴取等の結果、認定機関が①イから二までに該当しないと認める ときは、当職は、①の認定を取り消すことができるものとする。
- (2) 運輸安全マネジメントの取組等に対するインセンティブ 地方運輸局は、国土交通省又は認定機関のマネジメント評価を受けた事業者 については、マネジメント評価の内容に応じて、長期未監査を理由とする監査 の対象としないことができるものとする。
- (3) 運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等の活用 国土交通省は、独立行政法人自動車事故対策機構、民間機関等が実施する運 輸安全マネジメントセミナー、講習会等であって、5.(1)の認定を受けたも の等その実施内容が運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なものであ ると認められるものについては、事業者に対し、機会を捉えてこれらの紹介を するとともに、必要に応じ、その積極的な参加を指導するものとする。

5. 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について

- (1) 本省大臣官房運輸安全監理官室は、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー、講習会(以下「セミナー等」という。)について、別添4の2. の基準に従い、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナー等(以下「認定セミナー」という。)として認定する。
- (2)(1)の認定は、別添4の1.の区分ごとに、セミナー等を実施しようとする者の申請により行う。申請の手続きは別添5による。
- (3)(1)の認定を受けてセミナー等を実施する者(以下「実施者」という。)は、 別添4の3.の方法でセミナー等を実施しなければならない。
- (4) 実施者は、認定セミナーの実施にあたっては、受講者に内容を習得させるために必要な能力を持つ講師を配さなければならない。
- (5) 実施者は、受講者による認定セミナーの評価を把握するために国が作成した アンケート票を受講者に配布し、それを回収して本省大臣官房運輸安全監理官 室に送付しなければならない。
- (6) 実施者は、運輸事業者の経営管理部門の要員が認定セミナーの受講者に含ま

れていた場合には、運輸事業者名、受講者の氏名、受講した認定セミナーについて本省大臣官房運輸安全監理官室に通知するものとする。

- (7) 実施者は、認定セミナーを受講した経営管理部門の要員が認定セミナーの内容を活用した場合、その旨を記載して本省大臣官房運輸安全監理官室に送付するための調査票を受講者に配布しなければならない。
- (8) 本省大臣官房運輸安全監理官室が指名する国土交通省職員は、実施者が行う 認定セミナーの適格な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該実 施者に対し、認定セミナーの業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、 書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができるものとする。
- (9)(8)の報告聴取等の結果、認定セミナーが(3)、(4)、(5)、(7) 若しくは別添4の2.に該当しないと認めるとき、又は(5)のアンケートの結果によるセミナーの評価が低いときは、本省大臣官房運輸安全監理官室は、(1)の認定を取り消すことができるものとする。
- (10)(1)の認定は、認定を受けた日を基準として2年を経た後に最初に到達する 年度末(3月31日)まで効力を有するものとする。
- (11) 既に認定を受けた認定セミナーについて認定の効力を延長させる場合においては、認定の効力が失われる日より3月前より更新の申請を行うことができる。
- (12) (11) の更新の申請及びその認定については、(1)、(2) の規定を準用する。
- (13) 実施者は、認定セミナーの認定の取消を本省大臣官房運輸安全監理官室に求めることができる。本省大臣官房運輸安全監理官室は取消の要求があった場合、認定の取消を行うものとする。
- (14) 地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。

II 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

1. 規程等義務付け事業者の方針等の公表について

規程等義務付け事業者は、次に掲げる情報を、毎事業年度の経過後100日以 内に外部に対し公表し、その期間は次年度の公表を行うまでとする。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針
- ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事

故に関する統計 (総件数及び類型別の事故件数)

- ④安全管理規程
- ⑤輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ⑥輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ⑦輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑧輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ⑨安全統括管理者に係る情報

2. 規程等義務付け外事業者の方針等の公表について

- (1) 規程等義務付け外事業者は、次に掲げる情報を、毎事業年度の経過後100 日以内に外部に対し公表し、その期間は、次年度の公表を行うまでとする。
 - ①輸送の安全に関する基本的な方針
 - ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)
- (2) 規程等義務付け外事業者は、(1) の情報に加え、次に掲げる情報を公表することが望ましい。
 - ①輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - ②輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - ③輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
 - ④輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じよ うとする措置

3. 事業者の行政処分情報の公表について

旅客自動車運送事業者は、道路運送法第27条第3項(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)、第31条又は第40条 (同法第43条第5項において準用する場合を含む。)の規定による処分 (輸送の安全に係るものに限る。)を、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条 (同法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第26条又は第33条 (同法第35条第6項において準用する場合を含む。)の規定による処分 (輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。

①当該処分の内容

(輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、 事業停止処分)

②当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容 (改善報告書等)

4. 公表方法について

事業者は、可能な限り多くの利用者等が情報を知り得るよう、自社の実状に応じた方法で公表するものとし、具体的な方法として次のような方法が考えられる。

- (1) 場所
 - ①1. 及び2. の情報は、本社及び全営業所
 - ②3. の情報は、本社及び当該行政処分を受けた営業所
- (2) 手段
 - ①自社ホームページへの掲載
 - ②報道機関へのプレス発表
 - ③自社広報誌等への掲載
 - ④営業所等利用者が出入りする自社施設における掲示
 - ③旅客自動車運送事業者の場合は、事業用車両内における掲示 等

附則

- 1. この通達は、平成21年10月16日から施行する。
- 2. I 4. の第三者機関によるマネジメント評価のあり方については、当面、その 実施状況や事業の効果等を検証し、必要に応じて、事業内容の見直しを行った上 で、本格的な導入について、検討することとする。
- 附 則(平成23年6月14日 国官運安第66号、国自安第73号、国自旅第76号、国自貨第37号)
 - この通達は、平成23年6月14日から施行する。
- 附 則(平成25年7月22日 国官運安第92号、国自安第65号、国自旅第78 号、国自貨第38号)
 - この通達は、平成25年7月22日から施行する。
- 附 則(平成25年9月30日 国官運安第159号、国自安第172号、国自旅第 247号、国自貨第64号)
 - この通達は、平成25年10月1日から施行する。
- 附 則(平成26年1月24日 国官運安第286号、国自安第242号、国自旅第 398号、国自貨第115号)
 - この通達は、平成26年1月27日から施行する。